

○えびの市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱

(平成25年5月31日告示第111号)

(目的)

第1条 この告示は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、交付請求書に記載された被請求者（以下「本人」という。）にその旨を通知することにより、不正取得による本人の人権その他の権利利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び届出書の記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、受け取ることをいう。
- (3) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (4) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を本人に通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等を取得した本人（請求権のある家族を含む。）以外の者が、住基法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは同法第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合
- (2) 国又は県の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

(3) その他市長が特に必要と認める場合

(本人への通知の内容)

第4条 市長は、前条の規定により本人に通知する場合には、通知を行う理由を説明した上で、不正取得の事実を通知するものとする。この場合において、市長が必要と認める場合には、本人に住民票の写し等の交付の仕組みを説明するものとする。

(本人への通知の方法)

第5条 第3条の規定による通知は、あらかじめ書面で本人に連絡した上で、えびの市個人情報保護条例（平成15年えびの市条例第22号）第9条の規定に基づき、本人のプライバシーに十分に配慮した上で、電話又は面談により行うものとする。

(通知後の資料提供)

第6条 市長は、不正取得による人権その他の権利利益の侵害が明らかになった場合には、本人からの申出により、不正取得者に関する資料の写しを交付し、又は閲覧させるものとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、不正取得に係る本人への通知に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。